

別紙 1 【目次】 正 誤 表 (H30.1.11更新版)

訂 正 箇 所	誤	正
2頁 「第1編共通編」-「第1章総則」-「第1節総則」	1-1-1-28 跡片付け	1-1-1-28 後片付け
10頁 「第3編土木工事共通編」-「第2章一般施工」-「第3節共通 的工種」	3-2-3-24 伸縮継手工	3-2-3-24 伸縮装置工
38頁 「第8編砂防編」-「第3章斜面对策」-「第4節法面工」	8-3-4-6 アンカー工(プレキャストコンクリート板)	8-3-4-6 アンカー工(プレキャストコンクリート板)

別紙 2 【第1編 共通編】 正誤表 (H30.1.11更新版)

訂正箇所	誤	正
<p>109頁</p> <p>「第1章総則」―「第1節総則」― 「1-1-1-13 工事の一時中止」の第1項</p>	<p>発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、波浪、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1-1-41臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>(1)～(3)略</p>	<p>発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、波浪、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、<b>第1編</b>1-1-41臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>(1)～(3)略</p>
<p>112頁</p> <p>「第1章総則」―「第1節総則」― 「1-1-1-20 工事完成検査」の第4項</p>	<p>検査職員は、監督職員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>以下略</p>	<p>検査職員は、監督職員及び<b>受注者</b>の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>以下略</p>
<p>113頁</p> <p>「第1章総則」―「第1節総則」― 「1-1-1-20A 出来高検査」の第5項</p>	<p>受注者は、出来高検査については、1-1-21第3項の規定を準用する。</p>	<p>受注者は、出来高検査については、<b>第3編</b>1-1-6第3項の規定を準用する。</p>
<p>113頁</p> <p>「第1章総則」―「第1節総則」― 「1-1-1-20B 中間検査」の第5項</p>	<p>受注者は、当該中間検査については、第3編1-1-6第3項及び1-1-20第4項の規定を準用する。</p>	<p>受注者は、当該中間検査については、第3編1-1-6第3項及び<b>第1編</b>1-1-20第4項の規定を準用する。</p>
<p>114頁</p> <p>「第1章総則」―「第1節総則」― 「1-1-1-23 施工管理」の第9項</p>	<p>受注者は、高知県が定める「建設工事技術管理要綱」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、工事完成時に監督所員に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。</p> <p>以下略</p>	<p>受注者は、高知県が定める「建設工事技術管理要綱」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、工事完成時に<b>監督職員</b>に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。</p> <p>以下略</p>
<p>116頁</p> <p>「第1章総則」―「第1節総則」― 「1-1-1-28 跡片付け」の工種名</p>	<p>1-1-1-28 跡片付け</p>	<p>1-1-1-28 <b>後</b>片付け</p>

## 【第3編 土木工事共通編】 正 誤 表 (H30.1.11更新版)

訂 正 箇 所	誤	正
195頁 「第1章総則」-「第1節総則」- 「3-1-1-1用語の定義」の第1項	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-2用語の定義の規定に加え以下の用語の定義に従うものとする	土木工事にあつては、第1編1-1-2用語の定義の規定に加え以下の用語の定義に従うものとする。
195頁 「第1章総則」-「第1節総則」- 「3-1-1-5支給材料及び貸与品」の第1項	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-16支給材料及び貸与品の規定による。	土木工事にあつては、第1編1-1-16支給材料及び貸与品の規定による。
197頁 「第1章総則」-「第1節総則」- 「3-1-1-11 施工管理」の第1項	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-23施工管理の規定による。	土木工事にあつては、第1編1-1-23施工管理の規定による。
197頁 「第1章総則」-「第1節総則」- 「3-1-1-12工事中の安全確保」の第1項	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-26工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。	土木工事にあつては、第1編1-1-26工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。
197頁 「第1章総則」-「第1節総則」- 「3-1-1-13交通安全管理」の第1項	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-32交通安全管理の規定に加え以下の規定による。	土木工事にあつては、第1編1-1-32交通安全管理の規定に加え以下の規定による。
197頁 「第1章総則」-「第1節総則」- 「3-1-1-14工事測量」の第1項	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-37工事測量の規定に加え以下の規定による。	土木工事にあつては、第1編1-1-37工事測量の規定に加え以下の規定による。
214頁 「第2章一般施工」-「第3節共通の工種」- 「3-2-3-17根固めブロック工」の第6項	コンクリート打設後の施工については、第1編5-6-9養生の規定による。	コンクリート打設後の施工については、第1編3-6-9養生の規定による。
216頁 「第2章一般施工」-「第3節共通の工種」- 「3-2-3-20笠コンクリート工」の第2項	プレキャスト笠コンクリートの施工については、第2編2-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。	プレキャスト笠コンクリートの施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。
216頁 「第2章一般施工」-「第3節共通の工種」- 「3-2-3-21ハンドポール工」の工種名	ハンドポール工	ハンドホール工
220頁 「第2章一般施工」-「第3節共通の工種」- 「3-2-3-24伸縮継手工」の工種名	伸縮継手工	伸縮装置工

別紙 4 【第6編 河川編】 正 誤 表 (H30.1.11更新版)

訂 正 箇 所	誤	正
348頁 「第2章浚渫(河川)」-「第4節浚渫工(グラブ船)」- 「6-2-4-3作業船運転工」	受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1-1-5施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。 (1)～(2)略	受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。 (1)～(2)略
360頁 「第4章水門」-「第3節工場製作工」- 「6-4-3-6鋼製排水管製作工」の第2項	ボルト・ナットの施工については、第3編3-2-12-3桁製作工の規定による。	ボルト・ナットの施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。
361頁 「第4章水門」-「第4節工場製品輸送工」- 「6-4-4-2輸送工」	輸送工の施工については、第3編2-8-2工場製品輸送工の規定によるものとする。	輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定によるものとする。
370頁 「第4章水門」-「第14節コンクリート管理橋上部工(PC橋)」- 「6-4-14-9床板・横組工」	横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第1編3-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。
405頁 「第8章河川維持」-「第9節付属物設置工」- 「6-8-9-4境界杭工」	境界杭工の施工については、第6編3-8-4境界杭工の規定によるものとする。	境界杭工の施工については、第6編3-8-4境界工の規定によるものとする。
410頁 「第9章河川修繕」-「第7節管理用通路工」- 「6-9-7-5舗装打換え工」	舗装打換え工の施工については、第3編2-6-16舗装打換え工の規定によるものとする。	舗装打換え工の施工については、第3編2-6-16舗装打換え工の規定によるものとする。

## 【第7編 河川海岸編】 正 誤 表 (H30.1.11更新版)

訂 正 箇 所	誤	正
433頁 「第3章海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)」－ 「第3節海域堤基礎工」－「7-3-3-2材料」の第3項	吸出し防止工にアスファルトマット、合成繊維マット、合成樹脂系マット、帆布を使用する場合は、第3編1-6-2材料の規定によるものとする。	吸出し防止工にアスファルトマット、合成繊維マット、合成樹脂系マット、帆布を使用する場合は、第7編1-6-2材料の規定によるものとする。
434頁 「第4章浚渫(海岸)」－「第3節浚渫工(ポンプ浚渫船)」－ 「7-4-3-3作業船及び機械運転工」	作業船及び機械運転工の施工については、第6編2-2-3作業船及び機械運転工の規定によるものとする。	作業船及び機械運転工の施工については、第6編2- <u>3</u> -3作業船及び機械運転工の規定によるものとする。
435頁 「第4章浚渫(海岸)」－「第4節浚渫工(グラブ船)」－ 「7-4-4-3作業船運転工」	作業船及び機械運転工の施工については、第6編2-4-3作業船及び機械運転工の規定によるものとする。	作業船及び機械運転工の施工については、第6編2-4-3作業船運 <u>転工</u> の規定によるものとする。

別紙 6 【第8編 砂防編】 正 誤 表 (H30.1.11更新版)

訂 正 箇 所	誤	正
440頁 「第1章砂防堰堤」-「第4節工場製品輸送工」- 「8-1-4-2輸送工」	輸送工の施工については、第3編2-8-2工場製品輸送工の規定によるものとする。	輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定によるものとする。
466頁 「第4章急傾斜地崩壊対策」-「第6節法面工」- 「8-4-6-6アンカー工(プレキャストコンクリート板)」	アンカー工の施工については、第8編3-4-6アンカー工(プレキャストコンクリート板)の規定によるものとする。	アンカー工の施工については、第8編3-4-6アンカー工(プレキャストコンクリート板)の規定によるものとする。

## 【第9編 ダム編】 正 誤 表 (H30.1.11更新版)

訂 正 箇 所	誤	正
483頁 「第2章フィルダム」-「第3節掘削工」- 「9-2-3-2掘削分類」	掘削は、次の2種類に分類し、その判定は監督職員が行うものとする。 (1) 土石掘削 (2) 岩石掘削 ただし、第9編2-2-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理の4項に示す 仕上げ掘削は、岩石掘削に含むものとする。	掘削は、次の2種類に分類し、その判定は監督職員が行うものとする。 (1) 土石掘削 (2) 岩石掘削 ただし、第9編2- <u>3</u> -5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理の4項に示す 仕上げ掘削は、岩石掘削に含むものとする。
484頁 「第2章フィルダム」-「第3節掘削工」-「9-2-2-9基礎地盤及 び基礎岩盤確認後の再処理」の整理番号	9-2-2-9 基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理	9-2- <u>3</u> -9 基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理
484頁 「第2章フィルダム」-「第3節掘削工」- 「9-2-2-9基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理」	受注者は、次の場合には監督職員の指示に従い、第9編2-2-5基礎 地盤面及び基礎岩盤面処理5項の基礎地盤清掃または6項の基礎岩盤 清掃を行い、盛立直前に監督職員の再確認を受けなければならない。 以下 略	受注者は、次の場合には監督職員の指示に従い、第9編2- <u>3</u> -5基礎 地盤面及び基礎岩盤面処理5項の基礎地盤清掃または6項の基礎岩盤 清掃を行い、盛立直前に監督職員の再確認を受けなければならない。 以下 略

## 【第10編 道路編】 正誤表 (H30.1.11更新版)

訂 正 箇 所	誤	正
494頁 「第1章道路改良」-「第5節法面工」- 「10-1-5-5法面施肥工」	法面施肥工の施工については、第3編2-14-4法面施肥工の規定によるものとする。	法面施肥工の施工については、第3編2-14-5法面施肥工の規定によるものとする。
517頁 「第3章橋梁下部」-「第4節工場製品輸送工」- 「10-3-4-2輸送工」	輸送工の施工については、第3編2-11-2輸送工の規定によるものとする。	輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定によるものとする。
554頁 「第6章トンネル(NATM)」-「第8節坑門工」- 「10-6-8-2坑口付工」	受注者は、坑口部の施工前及び施工途中において、第1編第1章1-1-3設計図書の照査等に関する処置を行わなければならない。	受注者は、坑口部の施工前及び施工途中において、第1編1-1-3設計図書の照査等に関する処置を行わなければならない。
572頁 「第11章共同溝」-「第3節工場製作工」- 「10-11-3-3工場塗装工」	工場塗装工の施工については、第3編3-2-12-11工場塗装工の規定による。	工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。
573頁 「第11章共同溝」-「第4節工場製品輸送工」- 「10-11-4-2輸送工」	輸送工の施工については、第3編3-2-8-2輸送工の規定による。	輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。
573頁 「第11章共同溝」-「第5節開削土工」- 「10-11-5-4残土処理工」	残土処理工の施工については、第1編1-2-3-7残土処理工の規定による。	残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定による。
574頁 「第11章共同溝」-「第7節プレキャスト構築工」- 「10-11-7-3縦締工」、 「10-11-7-4横締工」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「10-11-7-3縦締工」 縦締工の施工については、第3編3-2-3-13ポストテンション桁製作工の3項(3)～(6)及び(8)～(11)の規定による。</li> <li>・「10-11-7-4横締工」 現場で行う横締工の施工については、第3編3-2-3-13ポストテンション桁製作工の3項(3)～(6)及び(8)～(11)の規定による。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「10-11-7-3縦締工」 縦締工の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の3項(3)～(6)及び(8)～(11)の規定による。</li> <li>・「10-11-7-4横締工」 現場で行う横締工の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の3項(3)～(6)及び(8)～(11)の規定による。</li> </ul>
579頁 「第13章情報ボックス工」-「第3節情報ボックス工」- 「10-13-3-2舗装版破碎工」、 「10-13-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)」、 「10-13-3-4管路工(管路部)」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「10-13-3-2舗装版破碎工」 舗装版破碎工の施工については、第3編3-2-9-3構造物取壊し工の規定による。</li> <li>・「10-13-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)」 作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。</li> <li>・「10-13-3-4管路工(管路部)」 管路工(管路部)の施工については、第10編10-12-5-2管路工(管路部)の規定による。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「10-13-3-2舗装版破碎工」 舗装版破碎工の施工については、第3編2-9-3構造物取壊し工の規定による。</li> <li>・「10-13-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)」 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。</li> <li>・「10-13-3-4管路工(管路部)」 管路工(管路部)の施工については、第10編12-5-2管路工(管路部)の規定による。</li> </ul>



別紙 8 【第10編 道路編】 正誤表 (H30.1.11更新版)

訂正箇所	誤	正
580頁 「第13章情報ボックス工」-「第4節付帯設備工」- 「10-13-4-2ハンドホール工」	ハンドホール工の施工については、第3編3-2-3-21ハンドホール工の規定による。	ハンドホール工の施工については、第3編2-3-21ハンドホール工の規定による。
593頁 「第14章道路維持」-「第14節橋梁床版工」- 「10-14-14-6床版取替工」の第7項	橋梁用高欄付けについては、第10編4-8-7橋梁用高設置工の規定によるものとする。	橋梁用高欄付けについては、第10編4-8-7橋梁用高欄工の規定によるものとする。